

# 一般社団法人那須野ヶ原青年会議所定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、一般社団法人那須野ヶ原青年会議所（Nasunogahara Junior Chamber Incorporated）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を、栃木県大田原市内に置く。

2 本会議所は、理事会の決議によって従たる事務所を必要の地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人、又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

(事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のために次の事業を行う。

(1) 政治、経済、社会及び文化等に関する調査研究並びにその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業

(2) 児童及び青少年の健全な育成を、目的とする事業

(3) 地域社会の健全な発展を目的とする事業

(4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内、国内の青年会議所その他の諸団体との連携

(5) 会員の個人的修練及び相互の親睦に資する行事の開催

(6) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、栃木県において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

## 第2章 会員

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員

(2) 特別会員

(3) 名誉会員

(4) 賛助会員

(社員の資格)

第8条 社員の資格は以下のとおりとする。

(1) 正会員 大田原市、那須塩原市、那珂川町及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達する者は、その年度内は正会員の資格を有する。

2 既に他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員になることができない。

(2) 特別会員 40歳に達した年の年度末まで正会員であった者で、理事会において承認された者を特別会員とする。

(3) 名誉会員 本会議所の功労のある者で、理事会の議を経て推薦されたものを名誉会員とする。

(4) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認された者をいう。

(入会)

第9条 本会議所の正会員となろうとする者は、別に定める入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の権利)

第10条 正会員は本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第11条 本会議所の会員は、定款その他の規定を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第12条 正会員は入会に際し、総会において定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は総会において定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 本会議所の会員は、次の事由により、その資格を失う。

(1) 第14条による退会。

(2) 死亡又は解散

(3) 破産手続開始の決定、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき

(4) 除名

(5) 事業年度の終了する日までに会費を納入しないとき。

(6) 総正会員の同意（正会員に限る。）。

(退会)

第14条 本会議所を退会しようとする会員は、退会届を提出しなければならない。

2 年度の途中で退会しても既納の会費は返還しない。

3 会費未納の会員は、会費を納入して退会するものとする。

4 第1項の規定による正会員の退会は、一般社団・財団法人上の退社とする。

(除名)

第15条 本会議所の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき。
- (3) 会費納入義務を履行しないとき。
- (4) 別に定める出席義務を履行しないとき。
- (5) その他会員として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通をなし、除名の議決を行う総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 除名された会員の既納の会費は、返還しない。

4 特別会員、賛助会員が第1項の各号の一つに該当するときは、同項の規定にかかわらず、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

5 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

### 第3章 役員

(役員の種類及び数)

第16条 本会議所の役員は次のとおりとする。ただし、理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって一般社団・財団法人法上の理事とする。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以上3人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事（理事長、副理事長及び専務理事を含む。）12人以上24人以内
- (5) 監事 2人

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長並びに専務理事は業務執行理事とする。

4 第1項の役員のほか、直前理事長1人を置く。尚、直前理事長は、法人法上の理事にはあたらない。

(役員資格及び任免)

第17条 役員は、本会議所の正会員たることを要す。ただし、直前理事長及び監事たる役員はこの限りではない。

2 理事及び監事は、総会の決議によって選任及び解任される。ただし、直前理事長はこの限りではない。

3 役員を選任の方法に関しては、総会において別に定める「一般社団法人那須野ヶ原青年会議所役員選任の方法に関する規程」による。

4 直前理事長は前年度の理事長とする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

6 理事会はその決議により、理事の中から専務理事及び副理事長を選任する。

7 監事は、他の役員を兼任し、又は委員会の構成員になることが出来ない。

(役員任期)

第18条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した場合においても、後任者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員職務)

第19条 理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、所務を処理する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、所務を処理する。

4 理事は、理事会に出席し、理事会による法人の業務の執行の決定に参画する。理事会を構成し、所務の執行を決定する。

5 直前理事長は、理事会に出席し、意見を求められたとき理事長経験を生かし、所務について必要な助言をする。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査すること。

(2) 本会の業務並びに財産の状況を監査すること

(3) 理事会に出席し意見を述べること。

(4) その他一般社団・財団法人法に定める職務を行うこと。

## 第4章 総会

(種類)

第20条 本会議所の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(構成)

第21条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(招集)

第22条 定時総会は、毎年事業年度終了後の1月に開催する。また、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事会が招集の必要を議決したとき。

(3) 5分の1以上の正会員から、総会に付すべき事項及び招集の理由を示した書面で招集の請求があったとき。

(4) 理事長は前項の規定による請求があったときは、その請求を受け取った日から30日以内に臨時

総会を招集しなければならない。

(5) 総会は理事長が招集する。ただしすべての正会員の同意がある場合にはその招集手続きを省略することができる。

(6) 総会を招集するためには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

(7) 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときには、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第23条 総会の議長は、理事長又はその総会において出席会員の中から理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席により成立する。

(議決)

第25条 総会の議決は本定款に特に規定する物を除き、出席した正会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。また、委任状による出席及び議決権の行使は、正会員に委任した場合に有効とする。

(書面表決権)

第26条 総会に出席しない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、第24条及び第25条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決事項)

第27条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及びその変更
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 定款の変更
- (6) 本会議所の解散
- (7) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (8) その他法律に規定された事項及び定款で定めた事項

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
- (2) 総会に出席した理事及び監事の氏名
- (3) 決議事項
- (4) 総会の議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言要旨
- (5) 議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (7) その他法令に定める事項

(総会の議決事項の通知)

第29条 理事長又は業務執行理事は、総会の終了後、遅滞なくの議決事項を全員に書面で通知しなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成及び種類)

第30条 本会議所の理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 直前理事長及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 本会議所の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

(理事会の招集)

第31条 定例理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

- 2 臨時理事会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。
  - (1) 理事長が招集の必要性を認めた時。
  - (2) 理事が必要と認めた時は、書面により会議の目的たる事項を示し、理事の招集を理事長に請求できる。
  - (3) 理事長は、前項に掲げる場合には、同項の請求のあった日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長が欠けたとき又は事故があるときは各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長または、理事長の指名したものがこれにあたる。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(理事会の議決)

第34条 理事会での決議は、議決加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

(理事会の議決事項)

第35条 理事会は、次の事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他所務遂行に必要な事項

(議事録)

第36条 理事会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
  - (2) 理事会に出席した理事の氏名
  - (3) 決議事項
  - (4) 理事会の議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言要旨
  - (5) 議長の氏名
  - (6) その他法令に定める事項
- 2 前項の議事録には、代表理事及び監事が署名又は署名押印しなければならない。

## 第6章 例会及び委員会

(例会)

第37条 本会議所は、毎月1回以上例会を開く。ただし、総会が開催される月は、この限りでない。

例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会の設置)

第38条 本会議所はその目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第39条 委員会の構成は、「一般社団法人那須野ヶ原青年会議所運営規程」による。

## 第7章 資産及び会計

(資産)

第40条 本会議所の資産は、入会金、会費、寄付金品・事業に伴う収入、財産から生ずるその他の収入をもって構成する。

2 本会議所の経費は、資産をもってこれに充てる。

(資産の管理)

第41条 本会議所の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会で定める。

(収支差額)

第42条 本会議所の収支決算に差額が生じた場合は、繰り越した欠損があるときは、その補充に充て、なお余剰があるときは、総会の議決を得てその全部若しくは一部を翌会計年度に繰り越し、又は積立金に繰り入れることができる。

2 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び予算)

第43条 本会議所の事業計画及び予算は、理事長が作成し、当該年度開始前に総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情のため承認を得られないときは当該年度開始後速やかに総会の承認を得なければならない。

(事業報告書及び決算諸表)

第44条 本会議所の事業報告書並びに決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録

第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、

定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に備えるものとする。

(資産の団体性)

#### 第45条

本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対しいかなる請求もすることができない。

### 第8章 管理

(定款その他の書類の備え付け)

第46条 本会議所は、次の各号に掲げる書類等を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規程
- (2) 会員名簿
- (3) 総会の議事録
- (4) 理事会の議事録
- (5) 会計帳簿
- (6) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
- (7) 各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告書並びにこれらの附属細書
- (8) 財産目録
- (9) 役員名簿
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) その他法令で定めるもの

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事務局の設置)

第47条 事務局には、事務局長1人、その他の職員若干人を置く。

- 2 事務局長は事務局を統括する。
- 3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て理事長が任命する。

### 第9章 情報開示及び個人情報の保護

(情報の公開)

第48条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(公告)

第49条 本会議所の公告は、電子公告による。

(個人情報の保護)

第50条 本会議所は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。



## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 本定款は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数による決議によらなければ変更することはできない。

(解散の事由)

第52条 本会議所は、次の事由により解散する。

- (1) 目的たる事業の完了、又はその成功の不能
- (2) 破産手続き開始の決定
- (3) 総会の議決
- (4) 正会員の欠亡

2 前項第3号の規定に基づいて解散する場合は、総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数による決議を得なければならない。

(残余財産の処分)

第53条 本会議所の解散のときに存する残余財産は、総会の議を経て、本会議所と類似の目的をもつ、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第54条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

- 2 清算人は、就任の日から6ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(解散後の会費の徴収)

第55条 本会議所は、解散後においても清算終了の日までは、総会の議を経てその債務を弁済するのに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第11章 雑則

(顧問)

第56条 本会議所は顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。

(施行規則等)

第57条

本会議所は本定款の運用を円滑にするため、理事会の議を経て施行に関する規程等を定める。

## 第12章 補則

附則

1 この定款は、一般社団法人・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の理事長は長 幸典とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 本定款は平成25年1月16日より施行する。